

日本にはすでに多くの「助産士」がいる

ターナー節子

英国助産婦

この数か月、「男性助産士、認める、認めない」「助産婦職を男性にも開放すべきか」等、助産士の課題が再度盛り上がった。再度というのは看護制度にからむこの議論は1996年から97年にかけて取りあげられ、本誌でも特集が組まれ(50巻7号)、それ以前の歴史をたどれば10~15年以上の長さをもつからだ。そして今回も助産士立法化は、野党の反対応援で「助産婦の中で男性への資格開放に反対する声はまだあり、十分な議論を尽くすべきだ」として実現しなかった。

ということは、助産士になりたいという男性がいる限り、助産士立法化の課題は来年、再来年ともちあがり、その都度関連関係者の貴重な時間を費やすことになる。最終的には助産士になりたい人から、国を相手どっての雇用均等法違反として訴訟が待ち受けているというコースを取るのがこれからの進展だろう。そのとき私たち助産婦は関連職業団体としてどのような位置に置かれるのだろうか。雇用均等法違反を長らく支えることは、わたしたち助産婦の社会的意識の薄さを物語り、狭い視野でのあるいは深慮さに欠ける意見は、助産婦全体としての幼稚さを打ち出しはしないだろうか。この疑問に真っ向から対処しない限り、十分な議論を尽くし切ったとは言えない。

助産士を容認するということは、現在の産科サービスに男の助産婦がどうしても必要であるということではない。いなくても現状維持は容易に可能である。しかし男性を閉め出すことで女性の望むようないいケアができるだろうか。助産士反対意見と

してしばしば持ち上げられる理由の一つに「産む側がどちらにお産を頼むか選べない」ということが挙げられている。これには詳細な分析が必要だ。現在、産科サービスを利用する女性にとって誰にお産を頼むかという選択は、病院出産を選ぶ限りまったくできない。このことが、産む女性にとってどれくらいせっぱつまった痛切な問題であるか、もっと認識すべきである。なぜ助産士が現われる時点で突如選択が問題となったのだろうか。

生理現象である妊娠、出産に手を出す男性を「助産士」と呼ぶとすると、この意味では日本には「助産士」はすでに数多く存在している。妊婦外来であるいは日夜分娩室で正常に進行している妊娠、出産にルーチンの医療介入をするという決定はすでに存在する「助産士」によってなされ、本来の助産婦は看護婦と同様の白衣を着、産科看護婦の役割を演じているだけではないのか。そしてこのようなシステムの中では、本来ケアの中心に置かれるはずの産む女性は暗黙のうちに最下位に置かれ、個々のニーズに沿ったケアをなどというのは、教科書のうたい文句にすぎない。

“産む人不在のお産”，産む人がルーチンの医療介入に「NO」と言えない環境を作り出している現状は、すでにいる「助産士」に誰も疑問をもたないところに源を発している。

長年多くのエネルギーを費やしている助産士反対運動は、他に同じように大事なことがあるにもかかわらず、現状維持を助長し、焦点の大きく外れた反対運動となってしまうのではないかと。

